

香川労働局発表

令和7年11月26日

香川労働局雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長 澤渡 恭子

室長補佐 石井 暢樹

(電話) 087-811-8924

(夜間) 087-811-8928

HP: <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！ ～「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催～

令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布（※）され、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。（※）施行日は公布日（令和7年6月11日）後1年6か月以内の政令で定める日）

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等により特にハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報・啓発活動を実施し、この一環として、下記のとおり「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインにて開催します。

「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」

○日時：令和7年12月10日(水)13:30～15:15

○会場：オンライン(事前申し込み制)

○参加料：無料

○内容：①改正労働施策総合推進法(カスタマーハラスメント対策)について

②業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取組事例

一般社団法人空港グランドハンドリング協会

③カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッション

参加企業:株式会社イトーヨーカ堂、イオン九州株式会社

【詳細・お申し込み先】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

<添付資料>

リーフレット「12月はハラスメント撲滅月間です！」

※リーフレットに記載の「あかるい職場応援団」には、ハラスメント対策に関する各種ツールを提供しています。